

男女がともに個性と能力を発揮できる取組に対して補助金を交付します！

【令和6年度佐伯市地域女性活躍推進事業補助金募集要項】

●補助対象団体

本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体等(市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人等)であって、次の要件を満たす団体

- (1)市の開催する地域女性活躍推進会議に参加する団体
- (2)市の主催する男女共同参画に関する事業及びイベントに「地域女性活躍推進団体」として参加する団体
- (3)暴力団関係者を構成員に含まない団体

※原則として、同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とします。

●補助対象事業

女性の活躍を推進するため、団体が単独で、若しくは連携して行う事業。

- (1)ジェンダーギャップ(男女格差)問題解決
- (2)男性の家事・育児参画
- (3)あらゆる分野における女性の活躍推進
- (4)固定的性別役割意識の解消



●申請手続等

- (1)応募期限 令和6年5月24日(金)17時まで
- (2)申請書類 所定の様式を申請・問い合わせ先に提出してください。
(応募申請書、企画提案書、収支予算書、応募団体調書など)

※書類は、福祉保健企画課窓口、振興局に備えているほか、市のホームページからも印刷できます。

●事業実施期間:補助金等交付決定通知日から令和7年3月15日まで

●補助上限額:10万円(1事業あたり)

●事業採択

書類審査及び申請団体のプレゼンテーションにより、事業内容、事業の組立ての良し悪し、実効性を審査する審査会を開催し決定します。

●審査会(プレゼンテーション)

令和6年6月8日(土)の予定です。

【 補助対象経費 】

(1) 報償費

講師等への謝金など ※団体会員への報償費は対象外。

(2) 旅 費

講師等への旅費など

(3) 需用費

事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成に係る費用
チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用など
※食料、飲料水等は対象外。

(4) 委託料

託児の委託等に係る費用

(5) 役務費

切手代、宅配便等の運搬用費用
イベント等に必要な広告・宣伝の費用等など

(6) 使用料・賃借料

会議、イベント等で使用する施設の使用料など

※証拠書類(請求書、領収書の写し等)によって金額、内容等が確認できないもの
については補助対象経費として認められません。

《申込・問い合わせ》

佐伯市役所福祉保健企画課 人権推進・男女共同参画係

(本庁舎2階、☎22-3085)